

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

本市は、県内の年間商品販売額（小売業）の約44%、熊本都市圏で見ると約85%（平成19年商業統計調査）を占めている。また、本市も含め県内47市町村のうち25市町村が、本市での購買率（生鮮食料品から贈答品までの16項目の単純平均）が20%を超える（平成21年度熊本県消費動向調査）など、商業機能が集積し、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。特に本市の中心市街地には、熊本県随一の百貨店や商店街の集積がみられ、熊本市の商圈形成に大きく寄与している。

しかしながら、県内の年間商品販売額（小売業）について、平成14年度と平成19年度の調査結果（商業統計調査）を比較すると、熊本都市圏内で熊本市の占める割合が約7%減少している。これは、本市周辺において大規模商業施設の立地が進んだためである。

加えて、その後の世界的な景気低迷、金融不安の影響等により、本市の中心市街地の空き店舗率は、平成20年度までは5%台（本市空き店舗調査、建物の1階部分のみ）にとどまっていたが、平成22年度には11.4%となるなど、中心市街地の商業機能の低下が危惧されている。特に、上通エリアにおける空き店舗率は、平成21年度の7.8%に対して平成22年度には13.2%、シャワー通りでは、平成21年度の16.1%に対して平成22年度には32.4%と急増しており、商業機能の回復、強化が喫緊の課題となっている。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

空き店舗の増加は、中心市街地そのものの魅力低下に繋がるため、平成23年度には、中心市街地の空き店舗に関連する商業実態調査を実施し、平成24年度から空き店舗解消と新たな魅力を創出する効果的な支援策の検討を行うこととしている。

また、中心市街地の活性化を図るためには、にぎわいづくりに欠かせない中心商店街の商業機能の集積を高めるうえでも、魅力の低下が懸念される桜町周辺を重点的に整備することが必要となっている。

あわせて、市民ニーズからは安全・安心で快適な歩行者空間の整備が求められており、アーケードの路面改修や放置自転車解消のための駐輪場整備、照明のLED化の導入など環境面へ配慮しながら快適なおもてなし空間づくりを進め、民間活力が活発に創出する魅力ある商業集積地の実現を図ることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

〔2〕 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：安全・安心で美しい熊本づくり事業 実施場所：中心市街地 事業概要：地域住民、企業、行政が一体となってアーケード内における歩行喫煙を禁止し、安全で快適な商業空間の創出を図る。 実施時期：H19年度～	熊本市	H19年7月からポイ捨て及び歩行喫煙禁止区域指定条例を施行し、歩行喫煙の禁止を行い、アーケード内の安全で快適な空間を確保する事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) ○実施時期 H24年度～H26年度	
事業名：中心市街地活性化ソフト事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・熊本駅周辺まちづくり推進事業【再掲 p77 に記載】 ・中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等）【再掲 p90 に記載】 ・安全・安心で美しい熊本づくり事業【再掲 p88 に記載】 ・企業立地促進事業【再掲 p92 に記載】 ・景観条例関連経費（景観重要・形成建造物）【再掲 p98 に記載】 ・蔚山広域市との交流推進事業【再掲 p101 に記載】等 実施時期：H19年度～H28年度	熊本市 および 中心商店街等 連合協議会、 城下町大にぎわい市 実行委員会等	季節ごとに事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベント等のソフト事業を実施する(助成する場合を含む) ことにより、中心市街地の再活性化を図る。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H24年度～H28年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

特になし。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

特になし。

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市街地再開発等事業 (桜町地区) 【再掲 p75 に記載】 実施場所： 事業概要： 実施時期：				戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用予定
事業名：(仮称) 上通 3・4・5丁目アーケードE C O改修事業 実施場所：熊本市城東町(上通) 事業概要：築後 10 数年が経過し、劣化したアーケード天井部のポリカーボネイト改修を行うとともに、来街者に、安全・安心で環境にやさしい空間を提供するため、照明の LED 化及び防犯カメラの増設を行うもの。 実施時期：H24 年度予定	・上通 5 丁目商店街振興組合 ・上通 3・4 丁目商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：(仮称) 下通新天街アーケード照明 LED 化及び路面改修事業 実施場所：熊本市下通(新天街) 事業概要：整備後 20 数年が経過した新天街エリアの路面改修を行うとともに、アーケード照明の LED 化を図るもの。 実施時期：H24 年度予定	下通新天街商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：(仮称) 新市街路面改修事業 実施場所：熊本市新市街 事業概要：平成 4 年のアーケード竣工時に併せて路面整備を行ったものだが、約 20 年が経過しており、劣化がみられることから、来街者の安全のため、新たに整備を行うもの。 実施時期：H24 年度予定	熊本市新市街商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

<p>事業名：中心市街地空き店舗等総合活用事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要：「中心市街地（上通、下通、新市街他）の商業ビル実態調査」（H23年度実施）の結果を踏まえ、空き店舗等の利活用を進めるための支援措置を講じるもの。</p> <p>実施時期：H24年度予定</p>	<p>熊本市 または 民間事業者</p>	<p>平成22年度、本市空き店舗調査によると、中心市街地の空き店舗率がはじめて10%を超え、その対策は急務であり、平成23年度に実施する、中心市街地（上通、下通、新市街他）の商業ビル実態調査の結果を踏まえ、空き店舗等の利活用を進め、中心市街地の魅力や賑わいを創出する事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等）</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要：年間を通して、まちの魅力づくりを行うストリート・アート・プレックスや四季折々に街なかの賑わいを創出する、「城下町くまもとゆかた祭」「城下町くまもと銀杏祭」、「はしご酒」、「大にぎわい市」、「光のページェント」等を開催する。</p> <p>実施時期：H16年度～</p>	<p>熊本商 工会議 所、中 心商店 街等連 合協議 会、城 下町大 にぎわ い市実 行委員 会他</p>	<p>継続的な、まちの文化、芸術の発信や季節ごとに事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベントを実施するものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：（仮称）中心市街地公衆無線LAN整備事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要：上通、下通、新市街とその周辺商店街エリアに、中心商店街が主体となって、公衆無線LANの整備を行う。</p> <p>実施時期：H24年度～</p>	<p>熊本ま ちなか Wi-Fi 化協議 会他</p>	<p>中心商店街が中心となって中心市街地一帯に公衆無線LANを整備し、これを活用して様々な情報を発信することで、中心市街地の活性化を図るとともに、熊本の魅力を県内外にPRする事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：ブランド化推進協力店事業</p> <p>実施場所：中心市街地飲食店</p> <p>事業概要：熊本の豊富な食材や、それを活かした商品を提供するブランド化推進協力店（仮称）を募集する。</p> <p>実施時期：H25年度予定</p>	<p>熊本市</p>	<p>「ブランド化推進協力店（仮称）」の登録制度を設け、熊本の豊富な食材や、それを活かした商品を提供する飲食店を「ブランド化推進協力店（仮称）」として登録し普及・促進させ、市民や観光客に“熊本の食の魅力”を体感させる事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

<p>事業名：九州食品見本市(仮称)</p> <p>実施場所：グランメッセ、ホテル大ホール他複数会場</p> <p>事業概要：本市の政令市移行を絶好の機会ととらえ、九州の中心に位置する本市において、九州各地の農水産物や加工品等を一同に集めた商談会を開催する。</p> <p>実施時期：H24年度～</p>	<p>熊本市、熊本県、金融機関、商工団体等</p>	<p>商談会等を通じ多くの人々が交流を深めていく本事業は、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：農産物フェア開催事業</p> <p>実施場所：中心市街地飲食店</p> <p>事業概要：熊本市産の農産物を飲食店等を通して多くの市民に食してもらい、今後の市産農産物の普及・消費拡大につなげるイベントを開催する。</p> <p>実施時期：H24年度予定～</p>	<p>農産物フェア実行委員会（市・JA・花き農協等）</p>	<p>農水産物の一大産地で大消費地でもある本市の特色を市民や観光客にPRし、消費拡大に繋げるため、中心市街地の飲食店などにおいて、食してもらい、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：「夢未来みかん」祭り</p> <p>実施場所：上通びぶれす広場</p> <p>事業概要：JA熊本市柑橘部会を中心にみかん等の試食販売会をびぶれす広場内にて開催するもの。</p> <p>実施時期：H23年度～</p>	<p>JA熊本市柑橘部会</p>	<p>本市の名物である「河内みかん」を市民や観光客にPRするため、中心市街地において、試食販売会を開催するものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：安全安心まちづくり推進事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要：市、市民、事業者及び警察その他関係行政機関との連携及び協働により、繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等を行う。</p> <p>実施時期：H18年度～</p>	<p>熊本市</p>	<p>H18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(H18年10月1日施行)に基づき、安全安心なまちづくりを推進することによって、健全で魅力ある繁華街等の形成に資し、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名：産業支援サービス業等立地促進事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要：産業サービス関連企業の立地を促進するため、進出企業に対して支援措置を講じるもの。</p> <p>実施時期：H18年度～</p>	<p>熊本県</p>	<p>産業支援サービス関連企業の立地への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名：企業立地促進事業	熊本市	空きオフィス等への事業所の新設、増設への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：中心市街地へのオフィス等の誘致を促進するための支援措置を講じるもの。				
実施時期：H11年度～				
事業名：自転車駐車場整備等補助事業	熊本市	中心市街地における放置自転車対策として、駐輪場を整備し、安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善を実現するとともに、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：民間による駐輪場整備費用に対して補助するもの。(自転車 3,800 台、バイク 800 台)				
実施時期：H23 年度～H28 年度				
事業名：市内中心部放置自転車対策事業	熊本市	中心市街地における放置自転車対策として、駐輪場の有料化、駐輪場の利用啓発や放置自転車の撤去を行い、安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善を実現する事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：駐輪場の利用啓発や歩行や緊急自動車の妨げ、都市景観の悪化等の問題となる放置自転車の撤去。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：違法駐車防止等啓発事業	熊本市	中心市街地の違法駐車を解消し、道路が公共の施設として広く一般の用に共されることを確保し、市民の安全で快適な生活環境を保持するものであり、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：中心市街地の違法駐車防止等のため啓発活動を行うもの。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：街なか花絵巻賑わい事業	(株)まちづくり熊本(くまもと花絵巻実行委員会)	中心市街地アーケード内にて、熊本を代表する四季折々の花で装飾するとともに熊本の豊かな物産品の普及啓発を推進するための軽トラ市などを開催する。また、ファッション等に関連したイベントも行い、魅力を増した中心市街地の創出と、活気ある街・潤いのある街の演出を目的としたものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地一帯				
事業概要：アーケード内で花の装飾や、熊本の物産品の軽トラ市などを開催する。また、ファッション等に関連したイベントも行う。				
実施時期：H24 年度～				

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名：银杏通り路面改修事業	银杏通り繁栄会	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		商店街まちづくり事業(平成26年度)を予定
実施場所：熊本市花畑町				
事業概要：整備後15年以上が経過し、路面舗装材の剥離や路面の陥没が見られる。路面舗装の全面改修を行い、来街者に、安全・安心で環境にやさしい空間を提供する。				
実施期間：平成26年度予定				